

山形県公安委員会規程を次のように制定する。

平成25年11月28日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

山形県公安委員会規程第4号

街頭防犯カメラシステムに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山形県警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 街頭防犯カメラシステム 街頭防犯カメラ及び当該街頭防犯カメラにより撮影した映像をモニター画面に映し出し、記録する装置をいう。

(2) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防及び被害の未然防止を図ることを目的として、公共空間を撮影するカメラをいう。

(3) データ 街頭防犯カメラにより撮影した映像を電磁的方法又は光学的方法で媒体に記録したものをいう。

(基本原則)

第3条 山形県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、街頭防犯カメラシステムの運用に当たっては、個人のプライバシー及び権利を不当に侵害することのないよう留意しなければならない。

(設置場所の明示)

第4条 警察本部長は、街頭防犯カメラが設置されている場所において、当該街頭防犯カメラが設置されていることを明らかにするため必要な措置を講ずるものとする。

(データの保存)

第5条 警察本部長は、街頭防犯カメラとしての運用上必要な最小限度において、データの保存期間を定めるものとする。

(データの活用)

第6条 警察本部長は、犯罪の捜査その他警察の職務遂行のために必要な限度において、データを活用することができる。

(他機関への協力)

第7条 警察本部長は、他の都道府県警察又は法令に基づき犯罪捜査を行う機関からの法令に基づく依頼に対し、データの検索及び提供をすることができる。

(報告)

第8条 警察本部長は、前2条の規定によるデータを活用した場合は、山形県公安委員会に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第9条 警察本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況を定期的に公表するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。